

キッズラグビーとりみ (K.R.T.) クラブ規約

平成 29 年 4 月 8 日

平成 11 年 5 月制定
平成 15 年 4 月改定
平成 18 年 4 月改定
平成 20 年 4 月改定
平成 21 年 4 月改定
平成 23 年 4 月改定
平成 24 年 4 月改定
平成 26 年 4 月改定
平成 28 年 4 月改定

(第 1 条 目的)

ラグビーフットボールを通じて、奈良市内（近郊を含む）の少年たちの精神及び身体の健全な育成に寄与することを目的とする。

(第 2 条 活動内容)

ラグビーフットボールの実技、練習、試合及びこれらに関連した活動（親睦活動を含む）

(第 3 条 会員および運営委員、指導員)

クラブは児童及びその保護者、運営委員、指導員で構成する。

児童は、幼稚園（保育園含む）から小学 6 年生、および中学生までを対象とする。幼稚園の年長に満たないものは、保護者の同伴を条件にクラブの会員として認めることができる。

運営委員として会長、監督、副会長、監督補佐、運営委員長、第 6 条で定める各委員会委員長、および顧問を若干名置く。運営委員の任期は原則 2 年とする。再任については運営委員会による推薦及び本人の意思確認がなされればその限りではない。

(第 4 条 保護者会)

毎年 4 月に保護者会を開催するものとする。ただし、運営委員会で決議された場合は、臨時に保護者会を召集することができる。

保護者会での決議事項は以下の通りとし、出席者の過半数をもって決する。なお議決権は保護者の家族単位をもって各 1 とする。

1. 運営委員の選任
2. 規約の改正
3. 会費の改訂
4. その他、運営委員会の決議によって、保護者会の決議を求めることが適当とされた事項

(第 5 条 運営委員会)

運営委員会は毎月第 3 土曜日に開催し、会長、監督、副会長、監督補佐、指導委員長、運営委員長、各委員会委員長およびその代理で運営され、クラブ全体の運営を審議する。

運営委員会は、第 4 条に定める事項を除き、重要と考えられる事項につき、決議する。各委員会から運営委員会への複数名参加は妨げないが、議決権は会長、監督、副会長、監督補佐、運営委員長、各委員会に各 1 を与え、議決権を持つ出席者の過半数をもって決する。

(第 6 条 委員会)

クラブ運営の実務を遂行するため、総務、企画、会計、書記、女性、指導、医療の各委員会を設置する。各委員長は適宜委員を召集し、与えられた任務を遂行する。委員は、原則として保護者の中から、運営委員会において適当と認める者を必要な期間指名する。

(第 7 条 アンケート)

運営委員会の決議により、保護者会の決議にかえて、全会員に対するアンケートにより第 4 条に定めた事項の決議をすることができる。この場合、回答数の過半数をもって決める。

(第 8 条 活動における注意)

保護者はなるべく児童とともに活動に参加するよう努める。保護者はその児童の安全を確保するため、児童の健康状態、服装、その他必要な注意をする。

(第 9 条 活動期間)

活動期間は、毎年 4 月から 3 月を 1 年とし、春休み、夏休み、冬休みは原則として学校と同じとする。

(第 10 条 指導員)

練習その他ラグビーの実技においては、保護者及び児童は指導員の指示に従って行うものとする。指導員は、保護者以外に運営委員会において適当と認める者を指名することができる。

(第 11 条 活動中の事故)

クラブは、児童を対象として、活動中の事故にそなえてスポーツ保険に加入する。この保険料は会費から支払うものとする。運営委員及び指導員は活動中の保護者及び児童ならびにその所有物に発生する事故について、スポーツ保険で補償される以外には責任を負わない。

(第 12 条 会費)

会費は KRT 部員（幼児～中学）一人につき半期 4,000 円とし、4 月と 10 月に納めるものとする。

但し、期中入部の場合は、当該半期を 3,000 円とする。

中学部は K R T に納める年間会費 8,000 円の内、5,000 円を奈良県スクール選抜活動費に充当する。

(第 13 条 誓約書)

入会に際し、保護者は、別紙様式の誓約書をクラブ会長宛てに提出するものとする。

(第 14 条 遠征)

交流試合等への遠征の場合、原則としてクラブでの配車による移動となるが、夏合宿もしくは遠方他府県への遠征の際は主催団体側の駐車場確保への協力の観点からバスを利用する場合がある。但しバス代金は原則、個人負担分を別途徴収するものとする。

以 上